

IAJapan 技能試験に関する方針 (URP24) 改正案 新旧対照表

(下太線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>1. 目的 略</p> <p>2. 適用範囲 略</p> <p>3. 引用法令、規格、規程等            APLAC TC 008 <u>Issue No. 4, 08/13</u> APLAC Requirements for and Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer and the Resulting Scope of Accreditation (標準物質生産者の認定及び認定範囲に関する APLAC 要求事項及び指針)</p> <p>※ ILAC P9:11/2010 及び APLAC TC 008 <u>Issue No. 4, 08/13</u> で定める、技能試験に関する国際要求事項及び地域要求事項の概要は、附属書 A を参照すること。</p> <p>4. 用語            (1) 技能試験 (PT : proficiency testing)            ※を削除</p> <p>(2) ~ (4) 略            (5) 削除</p>	<p>1. 目的 略</p> <p>2. 適用範囲 略</p> <p>3. 引用法令、規格、規程等            APLAC TC 008 <u>Issue No. 3, 09/10</u> APLAC Requirements for and Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer and the Resulting Scope of Accreditation (標準物質生産者の認定及び認定範囲の結果における APLAC 要求事項及び指針)</p> <p>※ ILAC P9:11/2010 及び APLAC TC 008 <u>Issue No. 3, 09/10</u> で定める、技能試験に関する国際要求事項及び地域要求事項の概要は、附属書 A を参照すること。</p> <p>4. 用語            (1) 技能試験 (PT : proficiency testing)  <u>※単一の試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者を個別に試験する状況に限定される逐次参加スキーム (測定比較スキーム) の技能試験を“測定監査”と呼ぶことがある。</u></p> <p>(2) ~ (4) 略  <u>(5) 測定監査 (MA : measurement audit) : 単一の試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者を個別に試験する状況に限定される逐次参加スキーム (測定比較スキーム) の技能試験。</u></p>

## 5. IAJapan が利用可能な技能試験等の種類 略

### 5.1 IAJapan の審査及び認定プロセスで利用可能な技能試験

IAJapan が運営する試験事業者(特定計量証明事業者を含む。以下、同じ。)、校正事業者及び標準物質生産者の該当する認定・登録プログラムにおいて、その審査及び認定プロセスで利用可能な技能試験は、次のとおりである。

- a) IAJapan が技能試験提供者として提供する技能試験。
- b) ILAC MRA 又は APLAC MRA 署名認定機関、例えば、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)などが技能試験提供者として提供する技能試験。
- c) 略
- d) 前 a)から c)以外の組織が技能試験提供者として提供する技能試験。この場合、技能試験の報告書の記載事項が適切であり、かつ、その技能試験が、ISO/IEC 17043 の本質的な要求事項(essential requirements)に適合していることが、IAJapan によって確認されている必要がある。

注記:ILAC MRA 署名認定機関が認定している技能試験提供者が提供する技能試験は、IAJapan によって d)が確認されているものとみなす。

これらの技能試験は通常、技能試験品目に関する費用に加えて、均質性、安定性、並びに技能試験品目の測定対象量の付与値及び付随する測定不確かさを確定するための測定に関する費用を含む手数料による有料サービスであり、参加者は、必要な手数料を国際機関、地域機関、技能試験提供者等に支払う必要がある。

## 5. IAJapan が利用可能な技能試験等の種類 略

### 5.1 IAJapan の審査及び認定プロセスで利用可能な技能試験又は測定監査

IAJapan が運営する試験事業者(特定計量証明事業者を含む。以下、同じ。)、校正事業者及び標準物質生産者の該当する認定・登録プログラムにおいて、その審査及び認定プロセスで利用可能な技能試験又は測定監査は、次のとおりである。

- a) IAJapan が技能試験提供者として提供する技能試験又は測定監査。
- b) ILAC MRA 又は APLAC MRA 署名認定機関、例えば、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)などが技能試験提供者として提供する技能試験又は測定監査。
- c) 略
- d) 前 a)から c)以外の組織が技能試験提供者として提供する技能試験又は測定監査。この場合、技能試験又は測定監査の報告書の記載事項が適切であり、かつ、その技能試験又は測定監査が、ISO/IEC 17043 の本質的な要求事項(essential requirements)に適合していることが、IAJapan によって確認されている必要がある。

注記:ILAC MRA 署名認定機関が認定している技能試験提供者が提供する技能試験(又は測定監査)は、IAJapan によって d)が確認されているものとみなす。

これらの技能試験又は測定監査は通常、技能試験品目に関する費用に加えて、均質性、安定性、並びに技能試験品目の測定対象量の付与値及び付随する測定不確かさを確定するための測定に関する費用を含む手数料による有料サービスであり、参加者は、必要な手数料を国際機関、地域機関、技能試験提供者等に支払うことが必要である。

## 5.2 IAJapan の審査及び認定プロセスで利用可能な試験所間比較

IAJapan が運営する試験事業者、校正事業者及び標準物質生産者の該当する認定・登録プログラムにおいて、5.1 で定める技能試験が利用可能でないか、又は適切でない場合において、その審査及び認定プロセスで利用可能な試験所間比較は、次のとおりである。(以下、略)

## 6. 技能試験に関する基本方針

### 6.1 技能試験参加計画に関する基本方針

(2) 全ての認定・登録に係る区分、試験方法等の区分の特性等による括り等、認定・登録範囲に対して適切である主要な副分野ごとに、少なくとも4年に一回、技能試験に参加することの表明を含む“文書化された記述”。記述の見直しに当たっては、その根拠(理由)を記録しなければならない。

注記1: 技能試験参加計画の作成例は、附属書 B に記載されている。

### 6.2 技能試験等への参加に関する基本方針

(1) IAJapan の認定・登録を受けようとする試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、該当する場合、認定・登録を取得する前に、認定・登録範囲に対して適切な、5.1 で定める技能試験、又は 5.2 A) で定める試験所間比較に参加し、満足な結果を収めなければならない。

(2) IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、あらかじめ文書化し、IAJapan の審査・検査を受けた「技能試験参加計画」に基づき、5.1 で定める技能試験、又は 5.2 A) で定める試験所間比較に参加し、満足な結果を収めなければならない。

注記1: 「技能試験又は試験所間比較に参加し、満足な結果を収める」ことは、それらの結果が「満足」と判定されること及び試験所間比較の結果が技術専門家によって「満足」と判定されることを意味するほか、いったん「不満足」

## 5.2 IAJapan の審査及び認定プロセスで利用可能な試験所間比較

IAJapan が運営する試験事業者、校正事業者及び標準物質生産者の該当する認定・登録プログラムにおいて、5.1 で定める技能試験又は測定監査が利用可能でないか、又は適切でない場合において、その審査及び認定プロセスで利用可能な試験所間比較は、次のとおりである。(以下、略)

## 6. 技能試験に関する基本方針

### 6.1 技能試験参加計画に関する基本方針

(2) 全ての認定・登録に係る区分、試験方法等の区分の特性等による括り等、認定・登録範囲に対して適切である主要な副分野ごとに、少なくとも4年に一回、技能試験又は測定監査を受けることの表明を含む“文書化された記述”。記述の見直しに当たっては、その根拠(理由)を記録しなければならない。

注記1: 技能試験参加計画の作成例は、附属書 B を参照すること。

### 6.2 技能試験等への参加に関する基本方針

(1) IAJapan の認定・登録を受けようとする試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、該当する場合、認定・登録を取得する前に、認定・登録範囲に対して適切な、5.1 で定める技能試験若しくは測定監査、又は 5.2 A) で定める試験所間比較に参加し、満足な結果を収めなければならない。

(2) IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、あらかじめ文書化し、IAJapan の審査・検査を受けた「技能試験参加計画」に基づき、5.1 で定める技能試験若しくは測定監査、又は 5.2 A) で定める試験所間比較に参加し、満足な結果を収めなければならない。

注記1: 「技能試験、測定監査又は試験所間比較に参加し、満足な結果を収める」ことは、技能試験又は測定監査の結果が「満足」と判定されること及び試験所間比較の結果が技術専門家によって「満足」と判定されることを意味

又は「疑わしい」と判定されたときであって、適切な原因究明及び必要な是正処置が実施され、その結果、技術的能力を有することが適切な証拠の提示によって実証されることをも意味する。

注記 2: このように、技能試験及び試験所間比較は、試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者の技術的能力を実証するだけでなく、これらの事業者のパフォーマンスの品質を維持し、これを促進するツールとしても重要であるといえる。

注記 3 略

### 6.3 IAJapan 以外が提供する技能試験等の結果の通知に関する基本方針

IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、5.1 b)から d)で定める技能試験等に参加し、その結果が「疑わしい」又は「不満足」と判定されたときは、その結果を遅滞なく IAJapan に通知しなければならない。これらの事業者は、適切な原因究明を実施しなければならず、また「不満足」と判定されたときは、必要な是正処置を実施しなければならない。

注記 1: 6.3 (1)において、5.1 c)又は d)で定める技能試験等であって、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することが確保されているときは、(1)の通知は不要である。

注記 2: 参加事業者の結果が「不満足」と判定された場合であって、適切な原因究明が実施されないとき、又は必要な是正処置が実施されないときは、その認定の一時停止又はその認定・登録の取り消しをすることがある。

## 7. 認定・登録プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

### 7.1 略

するほか、いったん「不満足」又は「疑わしい」と判定されたときであって、適切な原因究明及び必要な是正処置が実施され、その結果、技術的能力を有することが適切な証拠の提示によって実証されることをも意味する。

注記 2: このように、技能試験、測定監査及び試験所間比較は、試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者の技術的能力を実証するだけでなく、これらの事業者のパフォーマンスの品質を維持し、これを促進するツールとしても重要であるといえる。

注記 3 略

### 6.3 IAJapan 以外が提供する技能試験等の結果の通知に関する基本方針

(1) IAJapan に認定・登録された試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、5.1 b)から d)で定める技能試験又は測定監査に参加し、その結果が「疑わしい」又は「不満足」と判定されたときは、その結果を遅滞なく IAJapan に通知しなければならない。これらの事業者は、適切な原因究明を実施しなければならず、また「不満足」と判定されたときは、必要な是正処置を実施しなければならない。

(2) 前(1)において、これらの事業者の結果が「不満足」と判定された場合であって、適切な原因究明が実施されないとき、又は必要な是正処置が実施されないときは、その認定の一時停止又はその認定・登録の取り消しをすることがある。

注記: 6.3 (1)において、5.1 c)又は d)で定める技能試験・測定監査であって、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することが確保されているときは、(1)の通知は不要である。

## 7. 認定・登録プログラムごとの技能試験要求事項の適用方針

### 7.1 略

## 7.2 JCSS における技能試験要求事項の適用方針

(1) JCSS の認定・登録を申請する校正事業者は、認定・登録の前に、申請に係る校正手法の区分について、5.1 で定める技能試験に参加し、満足な結果を収めなければならない。

(2) JCSS の認定事業者は、「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に 5.1 で定める技能試験に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

JCSS の認定事業者は、原則として認定を受けている“校正手法の区分”毎に、少なくとも4年に1回技能試験に参加し、満足な結果を収めなければならない。

(3) JCSS の登録事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に5.1 で定める技能試験に参加することが望ましい。これらの技能試験に参加したときは、満足な結果を収めると共に、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

注記 1: JCSS の認定・登録を申請する校正事業者は、申請書に添える計量法施行規則第 91 条第四号で定める書類について、次の事項を考慮することが望ましい。

① ②略

③相談の結果に基づき、技能試験の代替手法を実施する。

注記 2: 7.2 (1)から(3)において、5.1 d)で定める技能試験のうち、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性は IAJapan によって確認されているものとみなす。

注記 3: 適切な技能試験がない又は現実的でない“校正手法の区分”における代替手法に関する事項は、この規程の 8 で別に定める。

## 7.2 JCSS における技能試験要求事項の適用方針

(1) JCSS の認定・登録を申請する校正事業者は、認定・登録の前に、認定・登録に係る区分のうち、少なくとも一つの申請に係る校正手法の区分について、5.1 で定める技能試験又は測定監査の何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。

(2) JCSS の認定事業者は、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に 5.1 で定める技能試験又は測定監査に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

(3) JCSS の登録事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に 5.1 で定める技能試験又は測定監査に参加することが望ましい。これらの技能試験又は測定監査に参加したときは、満足な結果を収めると共に、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

(4) 適切な技能試験がない又は現実的でない区分若しくは種類における代替手法に関する事項は、この規程の 8 で別に定める。

注記 1: 7.2 (1)から(3)において、5.1a)で定める IAJapan が提供する JCSS 測定監査は、原則として、他に適切な技能試験又は測定監査がなく、技能試験の代替手法と比較して JCSS 測定監査を提供することが適切と IAJapan が判断した場合に限って提供される。このため、JCSS の認定・登録を申請する校正事業者は、申請書に添える計量法施行規則第 91 条第四号で定める書類について、次の事項を考慮することが望ましい。

① ②:略

③相談の結果に基づき、技能試験の代替手法を実施するか、又は IAJapan が提供する JCSS 測定監査に参加する。

注記 4: 適切な技能試験がない又は現実的でない“校正手法の区分”があった場合は、JCSS 認定・登録事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法について、なるべく初回認定・登録時までに、IAJapan と合意することが望ましい。JCSS の代替手法の合意例は、附属書 C.1 を参照のこと。

### 7.3 JNLA における技能試験要求事項の適用方針

- (1) JNLA の認定を申請する試験事業者は、認定の前に、認定に係る分野ごとに、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらの何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。
- (2) JNLA の登録を申請する試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、登録の前に、登録に係る分野ごとに、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらの何れかに参加することが望ましい。これらの技能試験に参加したときは、満足な結果を収めなければならない。
- (3) JNLA の認定試験事業者は、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらに継続的に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3 で定める方針に適合しなければならない。JNLA の認定試験事業者は、同一の認定分野において認定に係る二以上の試験方法等の区分の技能試験が提供されている場合には、特段の理由がある場合を除き、これら全ての技能試験に参加し、満足な結果を収めなければならない。

注記 2: 7.2 (1)から(3)において、5.1 d)で定める技能試験・測定監査のうち、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性は IAJapan によって確認されているものとみなす。

注記 3: 7.2 (4)で定める技能試験がない又は現実的でない区分若しくは種類があった場合は、JCSS 認定・登録事業者は、その事業者のパフォーマンスが評価され監視される代替手法について、なるべく初回認定・登録時までに、IAJapan と合意することが望ましい。JCSS の代替手法の合意例は、附属書 C.1 を参照のこと。

### 7.3 JNLA における技能試験要求事項の適用方針

- (1) JNLA の認定を申請する試験事業者は、認定の前に、認定に係る分野ごとに、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1 で定める技能試験又は測定監査が提供されている場合には、これらの何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。
- (2) JNLA の登録を申請する試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、登録の前に、登録に係る分野ごとに、少なくとも一つの申請に係る試験手法等の区分について、5.1 で定める技能試験又は測定監査が提供されている場合には、これらの何れかに参加することが望ましい。これらの技能試験又は測定監査に参加したときは、満足な結果を収めなければならない。
- (3) JNLA の認定試験事業者は、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、5.1 で定める技能試験又は測定監査が提供されている場合には、これらに継続的に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3 で定める方針に適合しなければならない。JNLA の認定試験事業者は、同一の認定分野において認定に係る二以上の試験方法等の区分の技能試験又は測定監査が提供されている場合には、特段の理由がある場合を除き、これら全ての技能試験又

(4) JNLA の登録試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、5.1 で定める技能試験が提供されている場合には、これらに継続的に参加することが望ましい。また、これらの技能試験に参加したときは、満足な結果を収めると共に、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

注記 1: 7.3 (1)から(4)において、5.1 d)で定める技能試験のうち、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性は IAJapan によって確認されているものとみなす。

注記 2 略

注記 3: 適切な技能試験がない又は現実的でない分野、区分若しくは試験品における代替手法に関する事項は、この規程の 8.で別に定める。

注記 4: 技能試験が現実的でない分野の代表例は、現地審査時に JNLA 製品試験の模擬試験を行い、その試験手順の定性的な評価又はその結果の定量的な評価を以て十分に技術的能力を有することが判断できるケースである。(以下、略)

#### 7.4 ASNITE における技能試験要求事項の適用方針

(1) ASNITE の認定を受けようとする試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、認定を取得する前に、認定に係る校正若しくは測定方法等の区分又は試験方法の特性等による括りのうち、少なくとも一つの申請に係る試験、校正又は測定手法等の区分について、5.1 で定める技能試験又は 5.2 A)で定める試験所間比較の何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。

(2) ASNITE の認定事業者は、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共

は測定監査に参加し、満足な結果を収めなければならない。

(4) JNLA の登録試験事業者は、ISO/IEC 17025:2005 5.9 項で定める試験・校正結果の品質の保証の一環として、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、5.1 で定める技能試験又は測定監査が提供されている場合には、これらに継続的に参加することが望ましい。また、これらの技能試験又は測定監査に参加したときは、満足な結果を収めると共に、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

(5) 適切な技能試験がない又は現実的でない分野、区分若しくは試験品における代替手法に関する事項は、この規程の 8.で別に定める。

注記 1: 7.3 (1)から(4)において、5.1 d)で定める技能試験・測定監査のうち、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性は IAJapan によって確認されているものとみなす。

注記 2 略

注記 3: 7.3 (5)で定める技能試験が現実的でない分野の代表例は、現地審査時に JNLA 製品試験の模擬試験を行い、その試験手順の定性的な評価又はその結果の定量的な評価を以て十分に技術的能力を有することが判断できるケースである。(以下、略)

#### 7.4 ASNITE における技能試験要求事項の適用方針

(1) ASNITE の認定を受けようとする試験事業者、校正事業者又は標準物質生産者は、認定を取得する前に、認定に係る校正若しくは測定方法等の区分又は試験方法の特性等による括りのうち、少なくとも一つの申請に係る試験、校正又は測定手法等の区分について、5.1 で定める技能試験若しくは測定監査又は 5.2 A)で定める試験所間比較の何れかに参加し、満足な結果を収めなければならない。

に、これに基づき、継続的に 5.1 で定める技能試験又は 5.2 A)で定める試験所間比較に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

注記 1: 7.4 (1)及び(2)において、5.1 d)で定める技能試験のうち、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性は IAJapan によって確認されているものとみなす。

注記 2: 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する事項は、この規程の 8. で別に定める。技能試験が現実的でない分野の代表例は、認定区分「情報技術—コモンクライテリア評価」や、環境等分野における幾つかの試験方法の区分である。(以下、略)

## 8. 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する方針

(1) 略

(2) (1)の合意は、原則として IAJapan の該当するプログラムマネージャーと事業者の代表者による署名により交わされなければならない。

(3)合意された代替手法を実施し、評価の結果「疑わしい」又は「不満足」な結果を得た場合には、6.3 で定める方針に準じて、IAJapan に通知するとともに原因究明及び必要な場合は正処置を実施しなければならない。

注記 1: この合意の対象となる代替手法には、例えば次のようなものがありうるが、これらに限定されない。

・NMI (国家計量標準研究所) 以外を対象として実施される、5.2 A) で定める特定の NMI (国家計量標準研究所) との相互比較 (bilateral

(2) ASNITE の認定事業者は、6.1 で定める「技能試験参加計画」を作成すると共に、これに基づき、継続的に 5.1 で定める技能試験若しくは測定監査又は 5.2 A) で定める試験所間比較に参加し、満足な結果を収めなければならない。また、6.3 で定める方針に適合しなければならない。

(3) 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する事項は、この規程の 8. で別に定める。

注記 1: 7.4 (1)及び(2)において、5.1 d)で定める技能試験・測定監査のうち、技能試験提供者から IAJapan に結果を通知することがあらかじめ確保されているものは、その報告書の適切性は IAJapan によって確認されているものとみなす。

注記 2: 7.4 (3)で定める技能試験が現実的でない分野の代表例は、認定区分「情報技術—コモンクライテリア評価」や、環境等分野における幾つかの試験方法の区分である。(以下、略)

## 8. 適切な技能試験がない又は現実的でない分野における代替手法に関する方針

(1) 略

(2) (1)の合意は、現地審査又は検査において IAJapan の審査チームリーダーと事業者の代表者による署名により交わされるか、又はこれに類似する方法により IAJapan のプログラムマネージャー等と事業者の代表者による署名により交わされなければならない。

注記 1: この合意の対象となる代替手法には、例えば次のようなものがありうるが、これらに限定されない。

・NMI (国家計量標準研究所) 以外を対象として実施される、5.2 A) で定める特定の NMI (国家計量標準研究所) との相互比較 (bilateral comparison)。



comparison)。

- ・5.1 で定める技能試験の実施が不可能である又は現実的でないことから、それらの代替手法として実施される、5.2 B)で定める試験所間比較又はその他の手法。

注記 2: プログラムマネージャーと事業者の代表者との合意例は、附属書 C を参照すること。

注記 3: JCSS 技能試験の代替手法として、測定比較スキームの試験所間比較を実施する場合には、次に掲げる事項に留意する必要がある。

- ・原則として、最高測定能力を実現できる手順、試験品目を選定すること。

- ・参照試験所(適切な NMI 又は認定された校正事業者)が発行する校正証明書は、原則として CIPM MRA の範囲内又は JCSS、ASNITE 若しくは ILAC/APLAC MRA 署名認定機関の認定範囲内とすること。

(以下、略)

## 9. 技能試験参加計画についての IAJapan からの情報提供に関する方針 略

### 9.1 技能試験提供者の一覧又は案内

IAJapan の認定・登録プログラムごとのホームページに、最新の技能試験提供者の一覧又は案内を掲載する。詳細は、IAJapan ホームページを確認されたい。

なお、この文書の施行の日までに、IAJapan による活用実績がある技能試験提供者の一覧は、附属書 D に記載されている。

### 9.2 適切な技能試験プログラム又は参加頻度を選択するために考慮すべき事項 略

(1) 校正分野(JCSS 及び ASNITE)では、同一の“校正手法の区分”で複数の

- ・5.1 で定める技能試験又は測定監査の実施が不可能である又は現実的でないことから、それらの代替手法として実施される、5.2 B)で定める試験所間比較、模擬試験又はその他の手法。

注記 2: 審査チームリーダー、JNLA チーム長などプログラムマネージャーと事業者の代表者との合意例は、附属書 C を参照すること。

注記 3: JCSS 技能試験又は測定監査の代替手法として、測定比較スキームの試験所間比較を実施する場合には、次に掲げる事項に留意する必要がある。

- ・参照試験所(適切な NMI 又は認定された校正事業者)が発行する校正証明書は、原則として CIPM MRA の範囲内又は JCSS、ASNITE 若しくは ILAC/APLAC MRA 署名認定機関の認定範囲内とすること。

(以下、略)

## 9. 技能試験参加計画についての IAJapan からの情報提供に関する方針 略

### 9.1 技能試験提供者の一覧又は案内

IAJapan の認定・登録プログラムごとのホームページに、最新の技能試験提供者の一覧又は案内を掲載する。詳細は、IAJapan ホームページを確認すること。

なお、この文書の施行の日までに、IAJapan による活用実績がある技能試験提供者の一覧は、附属書 D を参照すること。

### 9.2 適切な技能試験プログラム又は参加頻度を選択するために考慮すべき事項 略

(1) 校正分野(JCSS 及び ASNITE)では、認定・登録区分のうち、CMC(最高測

異なる計量器等の種類の技能試験プログラムが提供されているときは、  
(以下、略)

(2) 略

9.3 略

10. 技能試験提供者に対する IAJapan からの情報提供等に関する方針

10.1 IAJapan からの情報提供

(略)・・また、この助言は IAJapan の公平性に抵触しないよう、公平な方法で述べられなければならないこととされており、原則として IAJapan の認定・登録プログラムごとのホームページで公開することとなる。

これらの情報提供の詳細については、IAJapan ホームページを確認されたい。

10.2 IAJapan による技能試験提供者の委員会への参加

(略)・・このような委員会への IAJapan 職員の参加を希望する技能試験提供者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)が別に定める規程に基づき、委員就任依頼を機構の理事長及び委員本人あてに行うこと。

10.3 略

附則 略

附属書 A 略

A.1 略

定能力、又は、校正及び測定能力)が小さなもの、校正件数の多いもの、校正技術として難易度が高いもの等について、優先して受けておくことが望ましい。また、同一の区分で複数の異なる計量器等の種類の技能試験プログラムが提供されているときは、(以下、略)

(2) 略

9.3 略

10. 技能試験提供者に対する IAJapan からの情報提供等に関する方針

10.1 IAJapan からの情報提供

(略)・・また、この助言は IAJapan の公平性に抵触しないよう、公平な方法で述べられなければならないこととされており、原則として IAJapan の認定・登録プログラムごとのホームページで公開することとなる。

これらの情報提供の詳細は、IAJapan ホームページを確認すること。

10.2 IAJapan による技能試験提供者の委員会への参加

(略)・・このような委員会への IAJapan 職員の参加を希望する技能試験提供者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)が別に定める規程に基づき、委員就任依頼を機構の理事長及び委員本人あてに行わなければならない。

10.3 略

附則 略

附属書 A 略

A.1 略

## A.2 APLAC TC008 に基づく技能試験に関する要求事項の概要

APLAC TC008 Issue No. 4, 08/13 の 3.11 項 d)では、標準物質生産者の技能試験活動は、次のように定められている。

- ・標準物質生産者が標準物質に付与する特性値の不確かさに著しく影響を与え、試験や校正を実施する場合、標準物質生産者は ILAC P9 で要求される技能試験プログラムに参加しなければならない。
- ・下請負契約者に試験や校正を実施させる場合、標準物質生産者は下請負契約者に対して、ILAC P9 で要求される技能試験プログラムに参加することを要求しなければならない。
- ・技能試験プログラムが利用できない場合、能力を証明するための他の手段(例えば、測定監査やチェック用試料の利用)が考慮されなければならない。

附属書 B 略

附属書 C

### C.1 確認書作成例

- ・・・監視するための代替手法として、プログラムマネージャーと事業者の代表者との間で合意したものです。・・・
- 審査年月日、担当審査員氏名入力欄を削除
- サイン欄の“審査チームリーダー氏名”を“プログラムマネージャー氏名”に変更

### C.2 確認書作成例(JNLA)

- 審査年月日、担当審査員氏名入力欄を削除

### C.3 確認書作成例(ASNITE)

- ・・・監視するための代替手法として、プログラムマネージャーと事業者

## A.2 APLAC TC008 に基づく技能試験に関する要求事項の概要

APLAC TC008 Issue No. 3, 09/10 の 3.11 項 d)では、標準物質生産者の技能試験活動は、次のように定めている。

- ・標準物質の特性値の測定不確かさ及び妥当性に大きく影響する試験、校正又は測定をするときは、標準物質生産者は、その試験、校正又は測定について、ILAC P9 で要求される技能試験プログラムに参加しなければならない。
- ・認定された事業者が下請負契約者として試験、校正又は測定をするときは、その下請負契約者は、その試験、校正又は測定について、ILAC P9 で要求される技能試験プログラムに参加しなければならない。  
認定されていない下請負契約者においても、同様に、技能試験又はその他の同等の手法によって能力を実証しなければならない。

附属書 B 略

附属書 C

### C.1 確認書作成例(JCSS)

- ・・・監視するための代替手法として、審査チームリーダーと事業者の代表者との間で合意したものです。・・・

### C.2 確認書作成例(JNLA)

### C.3 確認書作成例(ASNITE)

- ・・・監視するための代替手法として、審査チームリーダーと事業者の

者の代表者との間で合意したものです。・・・

○審査年月日、担当審査員氏名入力欄を削除

○サイン欄の“審査チームリーダー氏名”を“プログラムマネージャー氏名”に変更

附属書 D(参考)IAJapan による活用実績がある技能試験提供者の一覧

この文書の最新版の施行日までに、IAJapanによりISO/IEC 17043 への適合が確認され技能試験プログラムの活用実績がある技能試験提供者は、認定・登録プログラムごとに、それぞれ次のとおりである。

OD.2(JCSS)、D.3(JNLA)、D.4(ASNITE)の情報を更新

代表者との間で合意したものです。・・・

附属書 D(参考)IAJapan による活用実績がある技能試験提供者の一覧

この文書の最新版の施行日までに、IAJapan による技能試験プログラムの活用実績がある技能試験提供者は、認定・登録プログラムごとに、それぞれ次のとおりである。